

閱覽用

平成28年 第12回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年12月2日

神崎市農業委員会

## 平成28年第12回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月2日(金) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況  
出席委員12名  
欠席委員 1名 (遅刻届1名)  
傍聴者なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	邦田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

#### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

4番 香月 委員                      5番 馬渡 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信              係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	23件
議案第5号	非農地判断について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件
報告第2号	農用地等売渡希望申出書の取下げについて	1件

### 5. 説明のため出席した職員

#### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

#### 【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、師走に入り大変お忙し中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

また、先月開催しました合同研修会お疲れ様でした。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第12回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

#### 会長（会長あいさつ）

実は、昨日と一昨日、全国農業委員会、会長大会があり出席してきましたので、報告させていただきます。

30日が、農業者年金加入推進セミナーということで、3つの農業委員会の方から活動報告がありました。

1つは、北海道本別市農業委員会それから群馬県<sup>つまごい</sup>嬭恋村農業委員会、長崎県南島原市農業委員会から報告があり、北海道本別につきましては、1戸当たりの経営規模が40haと大規模で、ほとんどが畜産農家でした。

それから群馬県嬭恋村につきましては、全国有数の高原野菜の産地として、特にレタス栽培が盛んな所です。

長崎県南島原市につきましては、畑作地帯ということで、後継者の多い所です。そういう中で、高い実績を上げられておりますが、30歳代から40歳代の方に絞って、旧農業者年金と新制度の農業者年金の違いなり、特徴や利点について話をされ、個別訪問によって成果を上げられているそうです。

それから記念講演として、講師がふるさと料理人、博多の<sup>とう</sup>「藤 <sup>せいこう</sup>清光」さん、元気のいいおばあちゃんですけど、よくテレビで見られた方も多いいんじゃないかと思います。

その講演が「日本食」ということでございますけど、日本食は世界的に注目を浴びておりますが、残念ながら国内では、日本食ばなれといえますか、ごはんも炊かない家庭が増えているそうです。

私も孫の保育園の運動会に行きますと、手作りじゃなくて買って来たお弁当を食べておられるところも多いようです。

今の小学生は、骨はすかすか、歯槽膿漏の子も多いと、また、高校生に至っては、約4割が糖尿病、若しくは予備軍だそうで、今、男性85歳、女性90歳ですか、世界で2番目の長寿国だそうです。以前は1番であったそうですが、台湾に次いで2番目だそうです。65歳以上の方は長生きしますけれども、65歳以下の方は若くなるに連れて寿命が短くなっているそうで、食生活が欧米化している関係だそうです。

そこで勧められたのが、1にニンニク、2にラッキョ、3に梅干し、4にショウガということで、ニンニクは万病薬で、がんの抑制が一番高いそうです。

ニンニクの臭くない食べ方として紹介されたのが、お碗に擦ったニンニクと味噌汁を入れると不思議と臭いがしないそうです。一度試して頂きたいと思います。

それから2日目が、全国農業委員会、会長集会ということで、私たちと同じく新しい制度の基で活動している農業委員会です。岩手県北上市農業委員会それから栃木県栃木市、福岡県糸島市、新潟女性農業委員会から報告がありましたが、中身につきましては、私達が実際やっている活動と同じですので、省略したいと思います。

その後、2班に別れて、地元の国会議員に陳情をしました。要請の内容につきましては、農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請ということで、要約しますと私たちが

活動しやすいように予算を付けてくださいということです。会長が言われるには、仕事が不十分で予算の消化できないことが一番困るということです、私達も肝に銘じてやらなければいけないと思いました。

それで、雑談の中でTPP問題がでてきました。今、アメリカのトランプ氏は反対と、日本は国会で承認を受けようとしておりますが、なぜ国会承認を受けようというのは、12ヶ国で話しますと関係が壊れ、アメリカと一対一で話すとなると、今以上のものを突き付けられるということで、既存事実を作ろうとしているのが実情であります。

そういうことで、簡単に報告させていただきました。

それでは只今から、平成28年第12回神崎市農業委員会総会を開催いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は11名でございます。欠席届が13番「本間」委員より提出されております。また、12番「黒田」委員より遅刻届が提出されております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は4番「香月」委員と5番「馬渡」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

## 議長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名いたします。

## 議長

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	1件

議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	23件
議案第5号	非農地判断について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件
報告第2号	農用地等売渡希望申出書の取下げについて	1件
以上5議案30件、報告第1号から報告2号の5件でございます。 ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。		

## 議長

只今から議事に入ります。質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通してから発言されるようお願いいたします。

## 議長

申請者の方、入室をお願いします。

(農地法第5条 受付番号1番、申請者入室)

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議長

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

【議案第1号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番の畑 13㎡で、転用目的の用悪水路の面積は、隣接宅地内の敷地分と合わせて 24㎡です。

転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については記載のとおりです。

総事業費は土地代と登記代、委託費など諸経費の合計〇〇千円で、資金調達は全額自己資金です。転用着工時期などについては、既に水路は国道改良工事の際に設置済みです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は、宅地化の状況が住宅や事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている区域内にある農地で第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」が該当します。

位置図、現況図などを5ページと6ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地が選定された理由書、土地利用現況図、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区及び神崎市建設課等との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財に係る手続き書類などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても、現状においても排水処理が適切になされていることなどから区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。

説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いします。

## 〇〇番 〇〇 委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

はい、〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は、既に水路が設置済みで、周辺農地の営農活動や住民に支障を及ぼすことがないようですので、特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

## 議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

**議 長**

それでは、これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(12番 黒田 委員出席、議席着席)

(議案第2号 農地法第3条関係)

**議 長**

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号4番まで一括して審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

**事務局**

**【議案第2号 受付番号1番から4番の議案書を基に朗読後、説明】**

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請4件について説明します。

議案書2ページに記載しております受付番号1番から4番については、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりですが、受付番号3番の譲受人の貸付地について補足します。

通常、貸付地がある場合は、全ての農地を効率的に利用するとは認められませんが、譲受人は法人の構成員であり、その構成員が法人へ農地を貸付けている場合は全部効率利用要件を満たすものと認められます。また、この場合は法人への貸付地を合算して面積要件を判断できるため、自作地および貸付地、申請地を合わせ5反以上ありますので、下限面積要件を満たします。

従いまして、議案第2号受付番号1番から4番は、農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしていますので、農地法



第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われま

以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第2号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号4番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成でございます。

本案につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項関係)

**議 長**

次に、議案書の4ページをお開きいただきたいと思

います。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】**

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

受付番号1番です。平成28年10月にあっせん委員を決定し、調整の結果、買

受人の見込みが立ったため、佐賀県農業公社への所有権移転を決定するものです。  
土地の所在および権利を移転する者などは記載のとおりです。  
買受人については来月以降審議の予定です。  
以上です。

**議 長**

事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。  
(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。  
議案第3号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成でございます。  
本案につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。  
(農政水産課入室)

(議案第4号 農業経営基盤法、利用権設定関係)

**議 長**

それでは、別冊の議案第4号をご覧いただきたいと思います。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

**議 長**

それでは、提案者である農政水産課より1ページの総括表について、説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します。よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

説明に入る前に、内容の修正があったためページの差し替えをお願いいたします。

修正内容につきましては、議案書 2 ページ目 神埼町、新規 4 番の賃借料の欄につきまして、2 行目の使用貸借権設定と記載しているところを〇〇円に、3 行目の年額の欄を〇〇円に修正をしております。また、同ページの 4 番から 8 番につきまして利用権設定を受ける者が「農事組合法人〇〇 代表理事 〇〇」となっておりますが、「〇〇」の部分「〇〇」に修正をしております。

それでは、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 17 条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法 18 条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の 1 ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規 10 件 再設定 2 件 計 12 件

内訳は田 37 筆 58,212 m<sup>2</sup>

畑 1 筆 208 m<sup>2</sup>

計 38 筆 58,420 m<sup>2</sup>

千代田町 新規 5 件 再設定 6 件 計 11 件

内訳は田 29 筆 79,080 m<sup>2</sup>

畑 2 筆 64 m<sup>2</sup>

計 31 筆 79,144 m<sup>2</sup>

神埼市 合計 23 件

内訳は田 66 筆 137,292 m<sup>2</sup>

畑 3 筆 272 m<sup>2</sup>

計 69 筆 137,564 m<sup>2</sup>となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番、受付番号4番から受付番号8番については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、私「森」と6番「原」委員が議事参与の制限を受けますので退席となります。

その間の議事進行につきまして、神崎市農業委員会規程第4条の規定により、「その職務を代理する者として副会長を置く」となっております。

副会長の2番「筒井」委員を職務代理者に選任したいと思います。

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

## 議 長

「筒井」委員、よろしく願いいたします。

(1番「森」会長、6番「原」委員退席、退室)

## 職務代理(2番 筒井 委員)

2番の「筒井」でございます。

職務代理者として選任されましたので、よろしく願いします。

引き続き、会議を行います。

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の議事参与に関わる案件であります受付番号1番及び受付番号4番から8番について、農政水産課から説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第4号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、再設定1番及び4番から8番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田27筆31, 451㎡となっております。

1番につきましては、個人から個人への利用権設定。4番から8番につきましては個人から「農事組合法人かんざき」への利用権設定となります。5番から8番については耕作放棄地に近いということで無償による賃借、4番は耕作地であったため有償での賃借とのこと。その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 職務代理

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 職務代理

ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 職務代理

異議なしと認め、質疑を終了します。

## 職務代理

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番及び受付番号4番から8番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 職務代理

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(1番「森」会長、6番「原」委員入室、着席)

## 議 長

引き続き農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号2番、3番、受付番号9番、10番についてを審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

## 農政水産課

議案書の2ページの神埼町、新規2番から3番、9番から10番までの申し出について説明します。設定する内容は、

田 3筆 10,780㎡

畑 1筆 208㎡

計 4筆 10,988㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号2番、3番、受付番号9番、10番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分、受付番号1番、受付番号2番について、審議をいたします。農政水産課から説明を求めます。

**農政水産課**

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から2番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田7筆15,981㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号5番までについてを審議いたします。農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から5番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田13筆30,495㎡となっております。

農事組合法人「〇〇」については、先月の農業委員会で利用権設定をしておりますが、始期が平成28年12月1日からとなっておりますので、議案書発送段階では経営面積を0㎡としております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号6番までを一括して審議いたします。農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、再設定1番から6番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田18筆48, 585㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)



## 議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第4号農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農政水産課、退室)

(議案5号 非農地判断について)

## 議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

非農地判断についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

## 事務局

### 【議案第5号 非農地判断について説明】

議案第5号 非農地判断について説明します。

これは、農業委員会の法令業務の一つとして今年も7月から8月にかけて実施していただいた農地利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した農地について、平成28年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領及び神崎市農地パトロールの実施要領の規定に基づき、非農地判断を行うものです。

非農地判断を行う荒廃農地面積などは、議案書の1ページに市の合計と町ごとの地目、筆数、そして面積を示しています。また、2ページ以降には、先の合同研修会において説明し、協議しました大字ごとの荒廃農地（B分類）判定農地の地目、筆数、面積と非農地判断を行う荒廃農地の面積などを示しています。

非農地判断を行った荒廃農地については、農業委員会で管理しています農地台帳より一旦除外されます。そして、該当農地の所有者等へは、まずは非農地化に対す

る意思を確認する事前通知を発送し、同意が得られた場合は正式に実施要領の規定に基づく「非農地通知」を発出することになります。

説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

第5号議案について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

ありませんか。

**議 長**

質疑もないようですので、異議なしと認めます。

議案第5号 非農地判断については、原案のとおり承認されました。

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

**議 長**

続きまして、報告事項に入ります。

別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、受付番号1番から受付番号4番まで一括して、事務局から報告いたします。

**事務局**

【報告第1号 受付番号1番から4番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。  
農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、通知が提出されたものについて報告します。

1ページから2ページに記載しています受付番号1番から4番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですのでお目通しをお願いします。  
以上です。

**議 長**

事務局より報告がありました内容等について、ご質問はございませんか。

(ありませんの声)

## 議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

(報告第2号 農用地等売渡希望申出書の取下げ関係)

## 議 長

次に、3ページの報告第2号をご覧ください。

報告第2号 農用地等売渡希望申出書の取下げについてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から報告いたします。

## 事務局

【報告第2号 受付番号1番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第2号 農用地等売渡希望申出書の取下げについて説明します。

受付番号1番について、申出者、土地の所在等は記載のとおりです。

相対による売買契約によるため、売渡希望申出を取下げることとなりました。

3条申請については、本日の議案第2号受付番号1番で審議された案件です。

以上です。

## 議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんか。

## 議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(ありませんの声)

## 議 長

ないようですので、報告第2号 農用地等売渡希望申出書の取下げについては、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

## 議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第12回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

午前10時20分 閉 会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年 12月 2日

神崎市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

4 番 委 員 \_\_\_\_\_

5 番 委 員 \_\_\_\_\_